

退職予定者の研究データ長期保管サービスについて

1. 目的

九州大学では、「研究データの保存等に関するガイドライン」(平成 27 年 8 月 18 日実施)で、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像等の根拠データを論文等の発表後 10 年間保存することが義務付けられている。本サービスは、研究者の退職により管理者が不在となる研究データを、当該研究者や部局に代わり、必要な期間、適切に保管することを目的とする。

2. 利用対象者

本機能の利用申請が可能な者は以下のとおり。

- (1) 九州大学研究データ管理用ストレージシステム(QRDM)利用規程第 3 条で定める利用者で、当該データの管理権限を有し、かつ九州大学を退職予定の者
- (2) 各部局等が定める研究データ管理・公開に関する要領に基づき、退職した研究者または退職予定の研究者から管理権限を委譲された者
(すでに退職した者の論文データを預かっている部局からの登録要請も例外的に許容する)
- (3) 九州大学学則第 3 条～第 13 条で規定される組織の長
- (4) 上記に該当する者が指名する者
- (5) データ駆動イノベーション推進本部長が認めた者

なお、現在 HSM 領域にデータを保存している者も、退職後の保管を依頼する場合は本サービスの申請が必要である。

3. 対象データ

発表後 10 年以内の論文等の根拠データのうち、電子媒体上で保管可能な研究データで、研究者の退職により管理者が不在となり、かつ、引き継ぐ学内の教員もいないデータ。ただし、当面の間、個人情報が含まれるデータは対象外とする。個人情報が含まれる場合は、適切に匿名加工情報にすることにより個人情報が含まれないようにすること。

4. 利用申請について

- リンク先の [Forms](#) より申請すること。
- 退職予定日の 1 年前から申請可能。退職後は QRDM にアクセスできなくなるため、早めに申請手続きをすること。また、退職日の 2 週間前までにデータをアップロードすること。
- 申請にあたり、以下の内容に同意しなければならない。
 - ✓ システムの特性上、即時転送・複写の依頼には応じられないこと
 - ✓ 申請者の意思に関わらず、九州大学(適正な研究活動推進委員会等)や外部機関(裁判所、警察等)からの開示請求に応じる場合があること
 - ✓ 個人情報が含まれないこと
 - ✓ 以下の場合、申請者の許諾なくデータを削除することがあること
 - a) 本サービスが廃止される場合
 - b) 論文等の根拠データで、発表から 10 年以上経過している場合
 - c) 九州大学(大学・部局等)から削除要請があった場合

5. 研究データのアップロード

利用申請が受理されると、申請時に記載したメールアドレスに通知が送付される。この通知にあるフォルダ(QRDM にログインしたときのトップフォルダにある FK で始まるフォルダ)以下に保管を依頼する研究データをアップロードする。Read 権限はあるが、削除や上書きはできないので、注意。削除したい場合は、rds_help@dx.kyushu-u.ac.jp に連絡すること。

6. アップロード後の情報提供について

本サービスの目的を達成するためには、疑義が指摘された論文等の研究成果の根拠データを特定できなければならない。このため、保管を依頼するデータと論文等の研究成果の対応情報である「論文との対応関係記述表」を以下の例で示す TSV または Excel 形式のファイルとして

[Forms](#) から提出しなければならない。この対応情報の提出がない場合は、アップロードされたデータは削除する。

- [「論文との対応関係記述表」フォーム 凡例](#)
- [「論文との対応関係記述表」作成に関する注意事項](#)